

生活衛生振興助成費等補助金 交付要綱・実施要綱

厚生省環第257号
昭和56年4月3日

改正

厚生省環第81号昭和57年2月17日
厚生省環第263号昭和57年4月13日
厚生省環第603号昭和57年12月25日
厚生省環第56号昭和59年2月24日
厚生省環第224号昭和59年4月13日
厚生省生衛第68号昭和60年2月13日
厚生省生衛第282号昭和60年4月25日
厚生省生衛第73号昭和61年2月15日
厚生省生衛第421号昭和61年6月30日
厚生省生衛第723号昭和61年11月11日
厚生省生衛第371号昭和62年6月2日
厚生省生衛第126号昭和63年2月20日
厚生省生衛第870号昭和63年5月17日
厚生省生衛第148号平成元年3月7日
厚生省生衛第479号平成元年5月29日
厚生省生衛第205号平成2年3月26日
厚生省生衛第418号平成2年6月8日
厚生省生衛第804号平成2月12月17日
厚生省生衛第485号平成3月6月12日
厚生省生衛第892号平成3年12月13日
厚生省生衛第550号平成4年5月22日
厚生省生衛第1028号平成4年12月10日
厚生省生衛第570号平成5年6月1日
厚生省生衛第1079号平成5年12月15日
厚生省生衛第757号平成6年8月9日
厚生省生衛第97号平成7年2月9日
厚生省生衛第700号平成7年8月2日
厚生省生衛第913号平成7年10月18日
厚生省生衛第498号平成8年5月10日
厚生省生衛第76号平成9年1月31日
厚生省生衛第498号平成9年4月16日
厚生省発生衛第19号平成10年2月4日
厚生省発生衛第67号平成10年4月16日
厚生省発生衛第120号平成10年6月17日
厚生省発生衛第249号平成10年12月11日
厚生省発生衛第51号平成11年3月18日
厚生省発生衛第304号平成11年12月9日
厚生省発生衛第78号平成12年3月17日
厚生労働省発健第511号平成13年5月28日
厚生労働省発健第1134号平成13年11月16日
厚生労働省発健第0524001号平成14年5月24日
厚生労働省発健第0523008号平成15年5月23日
厚生労働省発健第0514005号平成16年5月14日
厚生労働省発健第0201007号平成17年2月1日
厚生労働省発健第0323008号平成17年3月23日
厚生労働省発健第0406040号平成18年4月6日
厚生労働省発健第0206005号平成19年2月6日
厚生労働省発健第0328012号平成19年3月28日
厚生労働省発健第0331043号平成20年3月31日
厚生労働省発健第0518001号平成21年5月18日
厚生労働省発健0324第28号平成22年3月24日

財団法人全国環境衛生営業指導センター
理事 長 殿

厚生事務次官

生活衛生振興助成費等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「生活衛生振興助成費等補助金交付要綱」により行うこととされ、昭和56年4月1日より適用することとされたので通知する。

生活衛生振興助成費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第63条第2項に基づく国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、生衛法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に指導事業、消費者対応事業、指導者等研修事業、活性化促進事業、生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業、生活衛生関係営業省エネルギー実施促進事業、食品循環資源再利用推進事業、生衛業振興助成事業及び生衛業振興調査・研究事業を行わせることにより、財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）の健全な発達を図るほか、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の発展と衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成16年4月14日健発第0414005号厚生労働省健康局長通知の別紙「生活衛生営業指導等事業実施要綱」に基づき全国指導センターが行う生活衛生営業指導等事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
人 件 費	円 66,029,000	生活衛生営業指導等事業を行うために必要な中央指導員、研究員、補助員に対する職員基本給、職員諸手当等
事 業 費	343,317,000	生活衛生営業指導等事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、雑役務費、助成費、委託費

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の各種目間の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (5) 事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。
 - (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
なお、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) この補助金に係る支出明細書を別紙様式4により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は別紙様式1による申請書を毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

- 8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1ヵ月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1ヵ月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヵ月以内に交付の決定(変更の交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 ○ ○ ○ ○

印

平成 年度生活衛生振興助成費等補助金交付申請書

平成 年度生活衛生営業指導等事業に係る標記の国庫補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 事業に要する経費所要額調
別紙(2)経費所要額調及び別紙(3)経費所要額算出内訳に記載のとおり
- 4 事業の実施計画及び完了予定期日
 - (1) 事業の実施計画
別紙(1)事業計画書に記載のとおり
 - (2) 事業の完了予定期日
平成 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 寄付行為
 - (2) 平成 年度収入支出予算書抄本又は見込書
 - (3) その他参考となる書類

1. 生活衛生指導事業
 - (1) 指導事業
 - ①指導事業
 - ア 目的
 - イ 指導計画（日程、指導方法等を含む。）
 - ②広報等事業
 - ア 目的
 - イ 内容
 - (2) 消費者対応事業
 - ①目的
 - ②内容及び方法
 - (3) 指導者等研修事業
 - ①目的
 - ②研修事項及び方法
 - (4) 活性化促進事業
 - ①目的
 - ②内容及び方法
 - (5) 生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業
 - ①目的
 - ②内容及び方法
 - (6) 生活衛生関係営業省エネルギー実施促進事業
 - ①目的
 - ②内容及び方法
 - (7) 食品循環資源再利用推進事業
 - ①目的
 - ②内容及び方法
2. 生活衛生振興事業
 - (1) 生衛業振興助成事業
 - ①目的
 - ②内容及び方法
 - (2) 生衛業振興調査・研究事業
 - ①目的
 - ②内容及び方法

経費所要額調書

種 目	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 額 (A-B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	国庫補助 所要額 (G)	備 考
人 件 費	円	円	円	円	円	円	円	内訳別紙(3)のとおり
事 業 費								
計								

(記 入 要 領)

- (A)欄は、当該事業のための総事業費(対象外経費を含む。)を記入すること。
 (B)欄は、当該事業について寄付金その他の収入がある場合にその額を記入すること。
 (D)欄は、補助対象経費支出予定額を記入すること。
 (E)欄は、基準額を記入すること。
 (F)欄は、(D)欄の額、(E)欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (G)欄は、(C)欄の額、(F)欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。

経費所要額算出内訳

種目	経費区分	対象経費 支出予定額	基準額	備考
人件費	1 中央指導員給与 2 研究員給与 3 補助員給与	円	円	内訳別紙(ア) のとおり
	小計			
事業費	1 生活衛生指導事業 (1) 指導事業費 ① 連合会指導事業費 ○ ○ ○ ② 都道府県指導センター 指導事業費 ○ ○ ○ ③ 広報等事業費 (2) 消費者対応事業費 (3) 指導者等研修事業費 ○○研修会事業 (4) 活性化促進事業費 ① 生活衛生営業情報 ネットワーク事業費 ② 生活衛生営業健康 推進等事業費 (5) 生活衛生関係営業成長 力底上げ戦略推進事業 (6) 生活衛生関係営業 省エネルギー実施促進事業 (7) 食品循環資源再利用推進 事業			内訳別紙(イ) のとおり 内訳別紙(ウ) のとおり 内訳別紙(エ) のとおり 内訳別紙(オ) のとおり 内訳別紙(カ) のとおり 内訳別紙(キ) のとおり 内訳別紙(ク) のとおり
	2 生活衛生振興事業費 (1) 生衛業振興助成事業 ○ ○ ○ (2) 生衛業振興調査・研究事業 ○ ○ ○			内訳別紙(ケ) のとおり 内訳別紙(コ) のとおり
	小計			
	合計			

別紙(ア)

平成 年度 人件費算出額調書

職 種	氏 名	職員基本給	〇〇手当	〇〇手当				合 計
中央指導員								
	計							
研究員								
	計							
補助員								
	計							
合 計								

経費区分	対象経費支出予定額			積算内訳
	員数	単価(円) 円	金額(円) 円	
〇〇〇事業費				(旅費については、 内訳別紙として作成 すること。)
賃金 〇〇〇費				
旅費 〇〇〇費				
通信運搬費 〇〇〇費				
消耗品費 〇〇〇費				
印刷製本費 〇〇〇費				
借料及び損料 〇〇〇費				
諸謝金 〇〇〇費				
会議費 〇〇〇費				
雑役務費 〇〇〇費				
助成費 〇〇〇費 <small>(別紙(ケ)の場合のみ)</small>				(助成費について は、助成先、助成金 額を内訳別紙として 作成すること。)
委託費 〇〇〇費 <small>(別紙(カ)～(ク)及び(コ)の場合のみ)</small>				
計				

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 ○ ○ ○ ○

印

平成 年度生活衛生振興助成費等補助金に
係る事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日厚生労働省発健 第 号により交付決定を受けた標記国庫
補助金については、当該事業を完了したので、下記により事業の実績を報告する。

記

事業実績報告書	(別紙(1)のとおり)
経費所要額精算書	(別紙(2)のとおり)
経費所要額精算書内訳	(別紙(3)のとおり)
収入支出決算(見込)書(抄本)	

別紙（１）

事業実績報告書

1. 生活衛生指導事業

(1) 指導事業

①指導状況

（講習会名、指導内容、対象者、実施回数、日程、会場、指導担当者職氏名等）

②広報等事業実施状況

（刊行物名称、刊行回数、発行部数、配布先等 ※広報誌等添付のこと。）

(2) 消費者対応事業実施状況

（検討テーマ、日程、実施回数、参加者職氏名及び検討結果の概要並びに標準営業約款普及啓発の概要等 ※報告書添付のこと。）

(3) 指導者等研修事業開催状況

（研修テーマ、日程、実施回数、参加者職氏名及び研修結果の概要等 ※報告書添付のこと。）

(4) 活性化促進事業実施状況

（事業の概要、結果等）

(5) 生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業

（事業の概要、結果等）

(6) 生活衛生関係営業省エネルギー実施促進事業

（事業の概要、結果等）

(7) 食品循環資源再利用推進事業

（事業の概要、結果等）

2. 生活衛生振興事業

(1) 生衛業振興助成事業

（連合会等が実施した事業の概要、これらの事業に対する指導状況・評価結果の概要等）

(2) 生衛業振興調査・研究事業

（研究テーマ、日程、実施回数、参画者職氏名及び研究結果の概要等 ※報告書等添付のこと。）

経費所要額精算書

種 目	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 額 (A-B) (C)	対象経費 実支出額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	国庫補助 所要額 (G)	国庫補助 交付決定額 (H)	国庫補助 受 入 額 (I)	差引過△ 不足額 (I - H) (J)
	円	円	円	円	円	円	円			
人件費										
事業費										
計										

(記 入 要 領)

別紙様式1の別紙(2)の記入要領に準じて作成のこと。

経費所要額精算書内訳

種目	経費区分	対象経費 実支出額	基準額	備考
人 件 費	1 中央指導員給与 2 研究員給与 3 補助員給与	円	円	内訳別紙(ア) のとおり
	小計			
事 業 費	1 生活衛生指導事業 (1) 指導事業費 ① 連合会指導事業費 ○ ○ ○ ② 都道府県指導センター 指導事業費 ○ ○ ○ ③ 広報等事業費			内訳別紙(イ) のとおり
	(2) 消費者対応事業費			内訳別紙(ウ) のとおり
	(3) 指導者等研修事業費 ○○研修会事業			内訳別紙(エ) のとおり
	(4) 活性化促進事業費 ① 生活衛生営業情報 ネットワーク事業費 ② 生活衛生営業健康 推進等事業費			内訳別紙(オ) のとおり
	(5) 生活衛生関係営業成長 力底上げ戦略推進事業			内訳別紙(カ) のとおり
	(6) 生活衛生関係営業 省エネルギー実施促進事業			内訳別紙(キ) のとおり
	(7) 食品循環資源再利用推進 事業			内訳別紙(ク) のとおり
	2 生活衛生振興事業費 (1) 生衛業振興助成事業 ○ ○ ○			内訳別紙(ケ) のとおり
(2) 生衛業振興調査・研究事業 ○ ○ ○			内訳別紙(コ) のとおり	
	小計			
	合計			

別紙(ア)

平成 年度 人件費 算出額 精算書

職 種	氏 名	職員基本給	〇〇手当	〇〇手当				合 計
中央指導員								
	計							
研究員								
	計							
補助員								
	計							
合 計								

経費区分	対象経費実支出額			積算内訳
	員数	単価(円) 円	金額(円) 円	
〇〇〇事業費				<p>〔旅費については、内訳別紙として作成すること。〕</p>
賃金費 〇〇〇費				
旅費 〇〇旅費				
通信運搬費 〇〇〇費				
消耗品費 〇〇〇費				
印刷製本費 〇〇〇費				
借料及び損料 〇〇〇費				
諸謝金 〇〇謝金				
会議費 〇〇〇費				
雑役務費 〇〇〇費				
助成費 〇〇〇費 (別紙(ケ)の場合のみ)				
委託費 〇〇〇費 (別紙(カ)～(ク)及び(コ)の場合のみ)				
計				

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 ○ ○ ○ ○

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発健 第 号で交付決定を受けた生活衛生振興助成費等補助金について、当該交付要綱第 5 の (6) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要国庫補助金返還相当額)
金 円
- 3 別添参考となる書類 (2 つの金額の積算の内訳等)

平成 年度補助金等支出明細書

特例民法法人名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
.....		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
.....		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		% (B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

【改正後全文】

改正経過	第1次改正	平成17年3月23日健発第0323004号
	第2次改正	平成18年3月27日健発第0327018号
	第3次改正	平成19年3月26日健発第0326002号
	第4次改正	平成20年3月31日健発第0331012号
	第5次改正	平成21年3月27日健発第0327007号
	第6次改正	平成22年3月24日健発0324第18号

健発第0414005号

平成16年 4月14日

財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長 殿

厚生労働省健康局長

生活衛生営業指導等事業の実施について

標記について、別紙のとおり「生活衛生営業指導等事業実施要綱」を定めたので、平成16年度からこれにより事業の適正かつ円滑な実施を図りたい。

なお、「生活衛生営業指導等事業の実施について」（平成15年5月23日健発第0523009号厚生労働省健康局長通知）は廃止する。

別 紙

生活衛生営業指導等事業実施要綱

1 目的

この事業は、全国生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等に対する指導等事業、並びに生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興全般に関する事業の審査、助成、評価及び調査・研究事業を実施することにより、財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）及び連合会、並びに生衛業の健全な発展と衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業者は、財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が行うものとする。

ただし、全国指導センターは3の（1）の⑤、⑥及び⑦の事業の実施については、事業の一部を、3の（2）の②の事業の実施については、事業の全部又は一部をそれぞれ適切な事業運営ができる法人等に委託することができる。

3 事業の内容

（1）生活衛生指導事業

①指導事業

巡回個別指導等の事業の実施を通じて、都道府県指導センター及び連合会の健全な発展を図る。

- ア 連合会相互の連絡調整及び連合会が行う事業に対する指導事業
- イ 都道府県指導センターが行う事業に対する連絡調整及び指導事業
- ウ 都道府県指導センター、連合会及び生衛組合等に対する広報等事業

②消費者対応事業

標準営業約款制度の発展的な見直しを行うとともに、営業者及び消費者等に対してその普及と登録の促進を図ることにより、消費者等の利益の擁護に資する。

③指導者等研修事業

経営指導員等の指導者を対象とした研修会を行い、指導者の資質の向上を図ることにより、生衛業の衛生水準の向上、経営の近代化、経営悪化等に伴う再生支援、新規開業に向けた相談指導等を推進するための経営指導体制の強化を図る。

④活性化促進事業

ア 生活衛生営業情報ネットワーク事業

生衛業に関する情報ネットワークの維持管理及び情報の蓄積を行うことにより、社会経済情勢の変化及び消費者等の需要の多様化等に対応した、正確かつ迅速な情報の提供及び経営相談・指導等の体制強化を図る。

また、健康増進事業等情報提供システム及び当該システムに掲載する情報を収集・選択し、健康増進事業等に取り組んでいる生衛業者の情報をインターネットで紹介するほか、取組事業別、地域別等の営業者情報検索等を可能とするシステムを最新の状態で保持・運営し、また、当該システムを広く一般国民に対して周知することにより、消費者等の利便性及び生衛業の振興を図る。

イ 生活衛生営業健康推進等事業

各都道府県指導センターから報告される生衛業地域生活支援事業及び飲食店健康増進等普及支援事業の普及啓発活動を実施するとともに、生衛業を利用する者等の健康を増進させるための事例集等を作成・配布する。

⑤生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業

平成20年3月31日健衛発第0331001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知「生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業の実施について」に基づき、生衛業における後継者の育成支援及び経営改善の推進に資する事業を実施する。

⑥生活衛生関係営業省エネルギー実施促進事業

クリーニング、興行場、公衆浴場等における省エネルギーの推進を図るため、学識者、業界関係者等により構成される検討会において、省エネルギー推進のための方策を検討し、ガイドラインを策定する。

また、平成20年3月に策定された「一般飲食店における省エネルギー実施要領」及び「宿泊業における省エネルギー実施要領」と併せて、その普及を図る。

⑦食品循環資源再利用推進事業

生衛業における食品リサイクルの推進を図るため、食品リサイクルの実施状況、食品廃棄物の発生量等基礎的データ収集のための調査を実施するとともに、学識者、業界関係者等により構成される検討会を開催し、平成16年3月に策定した「食品リサイクル推進指針」の見直しを行い、その普及を図る。

(2) 生活衛生振興助成事業

①生衛業振興助成事業

ア 生衛組合等振興事業

各連合会及び生衛組合等が実施する振興を図るための以下の事業（以下「振興事業」という。）に対する審査、助成及び評価等を行うことにより、生衛業

の的確かつ効果的な振興を推進する。

(ア) 各営業者の自立的な経営改善の取組みを支援するため、付加価値が高く、評価されうる経営事例を、各営業者が容易に活用できる形で事例集として収集し提供することにより、生衛業の振興に資する事業。

(イ) 各連合会及び生衛組合等が行う振興事業のうち次に掲げるものの助成事業。

① サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業

② 地域社会の福祉の増進のための事業

③ 雇用の拡大と人材育成のための事業

④ 衛生水準の向上・環境保全を図るための事業

⑤ 経営革新・技術開発のための事業

⑥ 組織強化・活性化のための事業

イ アの(イ)の助成事業に係る審査、選定、実施状況の把握、評価等の事業

②生衛業振興調査・研究事業

技術革新、雇用の拡充への対応等、経営の近代化、合理化に関する諸問題や生衛業に関わる感染症等への対応策について調査・研究を行うことにより、生衛業の振興に資する。

4 その他

(1) 関係機関との連携

事業の実施に当たっては、各都道府県指導センター、連合会及び生衛組合等と連携を図るとともに、都道府県等関係機関とも十分な連携を図るものとする。

(2) 経費

本要綱に基づく事業に要する経費については、別に定める生活衛生振興助成費等補助金交付要綱により、予算の範囲内で国庫補助する。

健衛発第0331001号
平成20年3月31日

財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業の実施について

「経済財政の基本方針2007」における「成長力底上げ戦略」を踏まえ、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の課題となっている後継者の問題及び経営の効率化等に対する取り組みを支援するため「生活衛生関係営業成長力底上げ戦略推進事業」を実施することとした。

なお、本事業は地域の実情・特色に応じた取り組みが必要であることから、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）、自治体等と連携を密にして効果的に実施するようお願いする。

おって、「生衛組合活性化対策事業の実施について」（平成19年3月26日健衛発第0326002号）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

記

1. 目的

本事業においては、後継者問題への対応として、若年者等の生衛業への就職を促進するためのインターンシップ制度を活用した後継者育成支援事業及び生衛業の新たな営業形態のあり方を検討し、その検討結果を踏まえたモデル事業を行う経営改善推進

事業をそれぞれ実施することとしており、これら事業を実施することにより生衛業が抱える後継者問題及び経営の効率化等の課題解消に取り組む営業者の活動を支援し、生衛業界全体の経営の安定化及び活性化を図ることを目的とする。

2. 実施方法

本事業の実施に当たっては、都道府県指導センターにおいてモデル事業を実施する等、同センターと連携して実施するものとする。

3. 事業内容

(1) 後継者育成支援事業

若年者の生衛業に対する勤労観・職業観の向上をもって生衛業への就職を促進するためのインターンシップ制度を確立するに当たり、課題の検討、モデル事業としてのインターンシップの実施及び事業結果の検証を行う。

ア. 財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に生衛業界を代表する者、有識者、関係省庁、自治体関係者等で構成する事業企画評価委員会を設置する。

同委員会は、インターンシップに関する実施要領の策定及びインターンシップの成果に関する検証を行う。

イ. インターンシップの円滑な実施に資するため、都道府県指導センターに関係行政機関、生活衛生同業組合、有識者等で構成する後継者育成支援協議会（以下「育成支援協議会」という。）を設置する。

育成支援協議会は、実施要領に基づきインターンシップ応募要領、各業種ごとの受入計画、インターンシップの学習カリキュラム等を作成し実施計画を策定する。

ウ. 都道府県指導センターは実施計画に基づき、インターンシップ参加者の募集・選定及び受入営業者の募集を行うとともに、インターンシップ参加者に対して各営業に係る基礎的な情報を提供する。

エ. 都道府県指導センターは、インターンシップが円滑に実施できるようインターンシップ参加者及び受入営業者に必要な助言を行う。

オ. 都道府県指導センターは、インターンシップ終了後、インターンシップ参加者及び受入営業者から当該事業に関する意見を聴取し、その結果を育成支援協議会に報告する。

カ. 都道府県センターは、インターンシップの実施結果をとりまとめ、育成支援協議会及び全国指導センターに報告する。

(2) 経営改善推進事業

消費者・利用者の意識調査の結果を踏まえて経営の共同・協業化等による経営の効率化に関する検討を行い、地域の実情に即した効果的な経営モデルを提案する。

また、提案された経営モデルを実践する営業者を募集し、モデル事業を行うとともに当該事業の有効性について検証する。

ア 全国指導センターに生衛業界を代表する者、有識者等で構成する事業企画評価委員会を設置する。

同委員会は、事業に係る実施要領の策定及びモデル事業の成果を検証する。

イ 事業の円滑な実施に資するため、都道府県指導センターに関係行政機関、生活衛生同業組合、有識者等で構成する生産性向上支援協議会（以下「向上支援協議会」という。）を設置する。

ウ 向上支援協議会は、各生衛業の特性を踏まえ、地域産業・他業種との連携も視野に入れつつ新たな経営モデルを検討し提案する。

エ 向上支援協議会は実施要領に基づき、提案した経営モデルを実践するための実施計画を策定する。

オ 都道府県指導センターは、生活衛生同業組合等と連携し経営モデルを実践する営業者を募集し選定する。

カ 都道府県指導センターは、消費者及び利用者のニーズを的確に把握し新たな経営モデルの検討に資するため、消費者団体等の協力の下、生衛業が期待されているサービス等に関する消費者及び利用者の意識調査を実施する。

キ 都道府県指導センターは、中小企業診断士、経営コンサルタント等専門的知識を有する者を生産性向上特別指導員として配置し、提案された新たな経営モデルを実践する営業者に対して支援を実施する。

ク 都道府県指導センターは、新たな経営モデルの実践結果をとりまとめ向上支援協議会及び全国指導センターに報告する。

